

平成26年2月吉日

お客様各位

株式会社 アズ・ブリック
〒104-0045
東京都中央区築地1-5-1KTMビル2階3階
TEL 03-3248-2600
FAX 03-3248-2605



消費税増税について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」が成立し、消費税が平成26年4月1日より5%から8%に引き上げられることになりましたので、下記の通りご通知致します。

敬具

記

1. 消費税率

平成26年3月31日までの賃料等については旧税率(5%)が、平成26年4月1日以降の賃料等については、平成26年3月31日までに代金をお支払いいただくと致しましても新税率(8%)が適用されます(課税対象のみ適用)。

<具体例>

- ・平成26年3月分までの賃料及び更新料等は、消費税率5%が適用されます。
- ・平成26年4月分からの賃料及び更新料等は、消費税率8%が適用されます。

以上